

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する 特別措置法（～固定価格買取制度～）(平成23年8月30日公布 平成24年7月1日施行)

1 制度概要

- ・再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間・価格で電気事業者（電力会社、PPS等）に買い取りを義務づけるもの。
- ・制度開始時点における買取価格、買取期間の想定は以下のとおり。

	太陽光発電		太陽光発電以外
	住 宅 用	左記以外の事業所用 発電事業用等	
買取価格	当初は高い買取価格を設定。太陽光発電システムの 価格低下に応じて、徐々に低減させる		15～20円／kWhの範囲内で 定める
買取期間	10年	15～20年の範囲内で定める	15～20年の範囲内で定める

(出典：平成23年3月 再生可能エネルギー特別措置法案概要説明資料 資源エネルギー庁)

2 買取対象（新設分）

- ・太陽光、風力、水力（3万kW未満）、地熱、バイオマス。

3 買取費用の負担方法

- ・買い取りに要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対して使用電力量に応じた賦課金（サーチャージ）の支払いを請求する。

太陽光発電の余剰電力買取制度（平成21年11月～）

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」
(平成21年8月28日施行)

1 制度概要

- ・家庭や事業所などの太陽光発電設備の設置年度に応じて、その余剰電力を一定の価格で一般電気事業者（電力会社）に買い取りを義務づけるもの。
- ・買取価格は10年間同一とし、年度ごとに低減される方向で見直しされる予定。
- ・買取費用は電気料金に上乗せされ、すべての電力利用者が公平に負担する。

2 買取価格

【平成22年度までに契約したもの】

	10kW未満	10kW以上 500kW未満	500kW以上
	住宅用	48円／kWh 余剰電力買取	
非住宅用		24円／kWh 余剰電力買取	
発電用	余剰買取対象外	・昭シェルメガリーラー	

【平成23年度以降に契約したもの】

	10kW未満	10kW以上 500kW未満	500kW以上
	住宅用	42円／kWh 余剰電力買取	
非住宅用		40円／kWh 余剰電力買取	
発電用	余剰買取対象外	・新潟東部太陽光発電所(基日)	

～ R P S (Renewables Portfolio Standard) 法 ～

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(平成15年4月施行)

1 制度概要

- ・電気事業者（電力会社、PPS等）に対して、毎年度、その販売電力量に応じ一定割合以上の量の新エネルギー等から発電される電気の利用を義務づけるもの。

2 買取対象

- ・風力、太陽光、地熱、水力（1,000kW以下）、バイオマス。

3 義務の履行

- ・義務を履行するに際して、①自ら発電する、②他から新エネルギー等電気を購入する、又は、③他から新エネルギー等電気相当量（RPS相当量）を購入することができる。

4 その他

- ・上記『全量買取制度』開始に伴い、本法は廃止される。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

第177回通常国会において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立しました。

この法律は、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、平成24年7月1日からスタートします。

電気事業者が買取りに要した費用は、原則として使用電力に比例した賦課金によって回収することとしており、電気料金の一部として、国民の皆様にご負担をお願いすることとなっております。

買取対象

- 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気が買取りの対象になります。

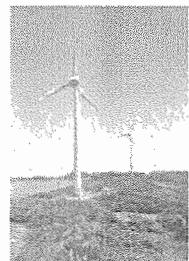


※住宅等での太陽光発電については、現在と同様に余剰電力の買取りとなります。

※風力については、小型の風力発電を含みます。

※水力については、3万kW未満の中小水力発電を対象とします。

※バイオマスについては、紙パルプなどの既存の用途に影響を及ぼさないバイオマスを使った発電を対象にします。



- 発電の設備や方法については、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点について経済産業大臣が認定します(認定を受けた設備を用いて供給される電気が買取対象になります)。

買取義務

- 電気事業者は、買取りに必要な接続や契約の締結に応じる義務を負います。
- 買取価格(調達価格)・買取期間(調達期間)については、再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて、関係大臣(農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣)に協議した上で、新しく設置される中立的な第三者委員会(委員は国会の同意を得た上で任命)の意見に基づき経済産業大臣が告示します。
- 集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮することとしています。

※買取価格・買取期間については、以下の点を勘案して決めることとなります。

買取価格:再生可能エネルギーの発電設備を用いて電気を供給する場合に通常必要となる発電コスト、再生可能エネルギー電気の供給者が受けるべき利潤 等

買取期間:再生可能エネルギーの発電設備が設置されてから設備の更新が必要になるまでの標準的な期間

買取費用の回収

- 買取りに要した費用に充てるため、各電気事業者がそれぞれの電気の需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージ(賦課金)の支払を請求することを認めます。
- ただし、電力購入量(kWh)/売上高(千円)が一定の値を超える事業についての事業所が、一定量以上の電力購入量がある場合、その事業所についてはサーチャージの8割又はそれ以上が減免されます。
- 東日本大震災により著しい被害を受けた施設等の電気の需要家について、一定の要件を満たす場合には、平成24年7月1日から平成25年3月31までの9ヶ月間はサーチャージは請求されません。
- 地域間でサーチャージの単価が同額となるように地域間で調整を行います。